

**東京都三宅島
災害被災者帰島生活再建支援金の
ご案内**

平成17年2月

東京都福祉保健局

目 次

1	支給額	1
2	支給対象世帯	1
3	支給対象経費	4
	※国制度（被災者生活再建支援金）の対象経費	5
4	申請	6
5	支給	9
6	問合せ先	9

（申請様式等）

○	「東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援金支給申請書」	10
○	「内訳書」	11

この支援金は、三宅島災害により、村民の方が長期にわたる避難生活を余儀なくされ、住宅等の生活基盤に著しい被害を受けていることから、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な方に対して、その帰島に際し東京都が三宅島災害被災者帰島生活再建支援金を支給し、その自立した生活の再建を支援することを目的とする制度です。

この支援金は住宅の修繕等に対し、150万円を上限に支給されます。災害から一日も早く立ち直り、生活再建を進めていく上で、この支援金をお役立てください。

1 支給額

1世帯あたり150万円を上限に支給します。

2 支給対象世帯

支援金は以下の1～6のすべての要件に該当する世帯に対して、1世帯1戸を限度として支給します。

1 被災世帯に属する者の平成15年分の収入の合計額が1千万円以下の世帯

○ 収入の計算

- ・世帯の中で所得のある方すべてについて、平成15年分の収入額を計算します。
- ・収入は、「平成16年度分区市町村民税」にかかる「総所得金額」を用い、下表における左欄の総所得金額の区分に応じ、右欄の算定式により計算した額となります。

【表】

総所得金額	収入の額
97万5千円以下	総所得金額+65万円
97万5千円を超え108万円以下	総所得金額÷0.6
108万円を超え234万円以下	(総所得金額+18万円)÷0.7
234万円を超え474万円以下	(総所得金額+54万円)÷0.8
474万円を超え780万円以下	(総所得金額+120万円)÷0.9
780万を超える	(総所得金額+170万円)÷0.95

2 発災日（平成12年6月26日）に、自己所有住宅に居住していた世帯

- 発災日とは
 - ・自然災害が発生し、災害救助法が適用となった日（平成12年6月26日）を発災日といいます。発災日に三宅島に居住していたことが要件です。
- 自己所有住宅とは
 - ・三宅島において自ら所有する住宅です。
 - ・村営住宅、借家、社宅、民宿などは対象となりません。
- 居住とは
 - ・世帯が当該住宅を生活の本拠として、日常的に占有して使用している居住空間のことをいいます。

3 避難指示解除日（平成17年2月1日）から起算して、原則として6ヶ月を経過する日までに三宅島に帰島する世帯。ただし、これにより難い理由がある場合は、避難指示解除日（平成17年2月1日）から1年以内（平成18年1月31日）に帰島する世帯

- 帰島する世帯とは
 - ・避難先から帰島し、三宅島で自立した生活を開始する世帯です。島外で生活するために一時的に帰島し、島外へ引越し作業を行なう世帯などは対象となりません。
- これにより難い理由とは
 - ・高感受性者、高濃度地区住民であるなど、直ちに帰島できない様々な理由により、6ヶ月以内に帰島することができない相応の理由をいいます。詳細は三宅村役場窓口に御相談してください。
- 帰島の確認とは
 - ・三宅島に引越しされ、三宅村役場に「帰島確認書」が提出されたことをもって、帰島の確認を行います。「帰島確認書」の様式は三宅村役場から各世帯に配布しています。

4 帰島し、かつ、自己所有住宅に居住する世帯

- 自己所有住宅に居住する世帯とは
 - ・帰島するとともに、発災日に居住していた自己所有住宅と同じ場所に住宅の新築・改築・修繕を行なって居住する世帯、また、発災日と異なる場所に、新たに自己所有住宅を新築、購入された世帯が対象となります。

5 発災日（平成12年6月26日）から申請の日までの間に、2千万円以上の一時金収入を得ている世帯及び三宅島において東京都が実施する事業に関連して居住していた自己所有住宅の建物移転に係る補償を受けた世帯以外の世帯

- 2千万円以上の一時金収入とは
 - ・三宅島において東京都が実施する「砂防事業」、「道路整備事業」の事業により得た一時金です。
- 建物移転に係る補償を受けた世帯とは
 - ・補償額に関わらず、建物移転に係る補償を受けた世帯です。

6 三宅村が実施する「高濃度地区内における被災住宅劣化保全支援金」の支給を受けていない世帯

- 「高濃度地区内における被災住宅劣化保全支援金」とは
 - ・高濃度地区内に自ら所有し、かつ居住していた住宅の劣化保全のための修繕等を行なう者に対し、三宅村が50万円を上限として支給する支援金です。
 - ・この支援金を支給される世帯は本制度の対象とはなりません。

3 支給対象経費

支給対象経費は、居住のために使用している住宅の新築、改築、修繕及び住宅附帯設備の購入等に要するものです。なお、※国制度（被災者生活再建支援金）の対象経費は支給の対象となりません。

○ 住宅とは

現実に居住のために使用している建物をいいます。住宅と店舗、民宿などが一体となっている場合は、住宅部分のみが支援金の対象となります。

建物は屋根、柱、外壁、内壁、基礎、床（畳）、天井、建具などをいいます。

塀、門、別棟の倉庫、車庫等は対象となりません。

○ 住宅附帯設備とは

浴槽、風呂釜、ボイラー、台所流し台、洗面台、便器、ベランダ、電気設備、給排水設備、ガス設備等をいいます。

○ 修繕、購入等とは

電気設備、給排水設備、ガス設備等の点検も含みます。

※ 国制度（被災者生活再建支援金）の対象経費

- 1 生活再建支援経費（避難時に生活必需品等の購入経費として最大100万円を支給するもの。支給済）
 - 自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類（ガスコンロ、電気コンロ）、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具、自転車、電話機、テレビ、ラジオ
 - ルームエアコン、ストーブ、電気ごたつ、電気カーペット、防寒服、ベビーベッド、うば車、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、その他の医療用具又は福祉用具
 - 移転費（帰島する世帯に対し、引越し経費として最大70万円を支給するもの）
 - 交通費、賃貸住宅家賃
 - 医療費等

- 2 居住関係経費（住宅の解体・撤去・整地費などに対し、最大200万円を支給するもの。ただし、引越し経費70万円の支給を受けた者は、最大130万円を支給するもの）
 - 住宅解体・廃棄物撤去、整地
 - 住宅の建設又は購入のための借入金、ローン利子、債務保証料
 - 住宅を賃借する場合の家賃（公営住宅を除く。）
 - 住宅の建設・補修が完了し、又は購入するまでの間一時的に居住する施設の利用料
 - 住宅の建築確認、完了検査、中間検査の申請に係る手数料又は報酬
 - 住宅の購入、賃借の代理、媒介に係る報酬
 - 住宅の登記に係る手数料等

4 申請

1 申請の受付開始年月日

平成17年2月1日（火）から

2 受付場所

帰島された後、三宅村役場村民課（三宅村役場臨時庁舎）で申請を受付けます。

※東京事務所では受付はできませんので御注意ください。

3 申請書類

申請には次の書類が必要となります。

① 「三宅島災害被災者帰島生活再建支援金支給申請書」（別記第1号様式）

※10ページに添付している「申請書」を使用してください。

※三宅村役場にも準備しています。

② 「住民票」又は「外国人登録証明書」

※ 三宅村に住民登録、外国人登録をしている方は、三宅村役場に準備してありますので、交付申請してください。

※ 発災日以降、三宅村から住民登録を他区市町村に移した方は、移した先の区市町村が発行した住民票（世帯全員記載のもの）又は外国人登録証明書をお持ちください。

※ 平成17年2月以降に決定された国制度の「被災者生活再建支援金支給決定通知」の写しを添付していただければ、「住民票」又は「外国人登録証明書」は必要ありません。

③ 「平成16年度所得証明書」

（平成15年分の世帯全員の総所得金額が確認できるもの）

- ※ 三宅村に住民登録、外国人登録をしている方は、三宅村役場に準備してありますので交付申請してください。
- ※ 発災日以降、三宅村から住民登録を他区市町村に移した方は、移した先の区市町村が発行した世帯全員（義務教育就学中の世帯員を除く。）の所得証明書をお持ちください。
- ※ 平成17年2月以降に決定された国制度の「被災者生活再建支援金支給決定通知」の写しを添付していただければ、「所得証明書」は必要ありません。

④ 修繕等の内容及び経費が確認できる内訳書

- ※ 11ページに添付してある「内訳書」を使用してください。
- ※ 三宅村役場にも準備しています。
- ※ 発災日以降、既に修繕した屋根等の経費も対象となります。
- ※ 今後行う修繕等は、工事等が完了後申請することになります。
- ※ 内訳書、契約書、領収書、請求書等、修繕等の内容が確認できる書類を添付してください。これらの書類がない場合は、三宅村役場窓口にご相談してください。

⑤ 「支払金口座振替依頼書」

- ※ 世帯主名義の口座に支援金を振り込むために必要な書類です。
- ※ 三宅村役場に準備しています。
- ※ 郵便局の口座には支援金を振り込むことはできません。振り込みできるのは銀行、信用組合等の指定口座のみとなります。（郵便局以外の口座をお持ちでない方は、新しく口座を開設していただく必要があります。）

⑥ その他申請に必要なもの

- ア 世帯主本人の印鑑
- イ 世帯主本人名義の預金通帳（郵便局の貯金通帳には振り込みできません。）

※ 預金通帳は、銀行名・支店名・預金種別・口座番号・預金通帳の意義を確認するために必要となります。

※ 確認しましたら、その場で返却いたします。

4 申請の回数

150万円を上限として、**原則2回**を限度に申請できます。やむを得ず、3回以上申請が必要となる場合は、三宅村窓口で御相談してください。

【例：2回申請をする場合】

- 平成17年2月2日に引越し完了
- 1回目（平成17年2月10日）
平成14年に修繕し、既に業者に支払済みの屋根修繕の経費50万円を申請
- 2回目（平成17年3月1日）
帰島後、修繕した床、畳、トイレ、流し台、給湯器の経費100万円を申請
(申請終了)

5 現地調査

申請を受理した後、申請されたお宅に現地調査に伺い、修繕等行った箇所を確認しますので、御協力をお願いします。

5 支 給

- 1 三宅村で申請を受けた後、東京都（三宅支庁）で審査・支給決定を行います。
- 2 支給が決定された申請者に対しては、東京都（三宅支庁）から「東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援金支給決定通知書」が送付され、支援金が指定の口座に振り込まれます。
- 3 現金での支給は行いません。

6 問合せ先

【三宅村】

三宅村役場村民課

電話 04994 (5) 0904 (直通)

【三宅支庁】

三宅支庁総務課

電話 04994 (2) 1311 (直通)

【東京都】

福祉保健局生活福祉部計画課災害援護担当

電話 03 (5320) 4066 (直通)

受付番号		
初回	2回目	それ以降

東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援金の支給を申請します。

申請世帯主	ふりがな	
	氏名	印
	被災した住宅の所在地	〒 1 0 0 - 東京都三宅島三宅村
	現在居住している住宅の所在地	〒 1 0 0 - 東京都三宅島三宅村
	現在の連絡先	電話番号 0 4 9 9 4 - (携帯)

収入の状況	氏名	続柄	所得金額(15年)	収入額
		世帯主	円	円
			円	円
			円	円
			円	円
	合計			円

一時金収入	円	収入理由	のため
-------	---	------	-----

申請額	新築・改築	修繕等	その他の経費 ()	合計
	円	円	円	円

支給決定	既支給額(A)	今回支給決定額(B)	支給総額(A+B)
	円	円	円

★添付書類

1	住民票	世帯構成が確認できるもの(「5」を添付したものについては不要)	
2	所得証明書	義務教育未修了者を除く平成15年の世帯員全員分(「5」を添付したものについては不要)	
3	修繕等の内容及び経費が確認できる内訳書	必要に応じて契約書、領収書、請求書等、内容が確認できるものを添付	
4	支払金口座振替依頼書	支援金の振込先を指定(郵便口座は不可)	
5	被災者生活再建支援金支給決定通知書	平成17年2月以降決定した国の支援金決定通知書	

※ [] 部分は申請者の記入は不要です。

